

第37回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月）午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 山中 哲（議長）

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦 子

8番 町田 守 夫

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

16番 橋本 政 昭

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

欠席委員 1人

9番 知久 六 丸

4. 議事日程

議事録署名人の選出

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）
議案第7号 水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画に係る意見について
議案第8号 令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について
- 報告第1号 栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋信雄
農政対策係	係長	佐藤啓子
農地調整係	係長	高山芳雄
	主査	金澤卓哉
	主事	渡辺駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村俊也
	主査	笹崎ひろ子

6. 農村整備課職員

ほ場整備係	係長	内山勝久
	技師	加藤湧亮

事務局 ただいまより、第37回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議 長 (あいさつ)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、山中会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、議席番号1番館野強志委員、17番本橋信男委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2、3ページ、別紙位置図1～6ページをご覧ください。

今回は、8件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田5筆 面積 3,640㎡

権利取得後の経営面積は : 327a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は： 2人
申請地は、自宅から4kmのところのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は： 8万円です。
以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：田6筆 面積 4,517㎡
権利取得後の経営面積は： 327a
農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は： 2人
申請地は、自宅から4kmのところのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は： 6万円です。
以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：田1筆 面積 733㎡
権利取得後の経営面積は： 60a
農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン等を所有しており
労働力は： 3人
申請地は、自宅から700mのところのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は： 20万円です。
以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：畑1筆 面積 745㎡
権利取得後の経営面積は： 17a
農機具等の保有状況は：トラクター、管理機等を所有しており
労働力は： 3人
申請地は、自宅から100mのところのところに位置する農地です。
以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは使用貸借による権利設定に関する案件でございます。
対象農地は：畑2筆 田2筆 面積 4,313㎡

権利取得後の経営面積は : 428 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は: 1人
申請地は、自宅から1 kmのところに位置する農地です。
以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 畑1筆 面積 991 m²
権利取得後の経営面積は : 99 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は: 3人
申請地は、自宅から1.8 kmのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は : 80万円です。
以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 畑1筆 田1筆 面積 1,607 m²
権利取得後の経営面積は : 3,064 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン等を所有しており
労働力は: 3人
申請地は、自宅から30mのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は : 17万円です。
以上が7番でございます。

続きまして、番号8番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 畑2筆 田1筆 面積 8,901 m²
権利取得後の経営面積は : 89 a
農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており
労働力は: 3人
申請地は、自宅から7Kmのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は : 7万円です。
以上が8番でございます。

議長

以上、8件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番
館野委員

番号1番、2番について、併せて補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は経営農地の規模拡大のため土地を探しておりました。近所に住んでいる渡し人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17番
本橋委員

3番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農業を行っておらず、小山市外に在住しているため農地の管理に苦慮しており、以前より農地を手放すことを検討しました。どなたかに譲渡したいと考え、農業を行っている受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番
須藤委員

番号4番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。隣接する土地に住んでいる受け人に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

18番
上野委員

番号5番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農業を行っておらず、農地の管理に苦慮しており、以前より農地を手放すことを検討しておりました。親族である受け人と農地について話し合ったところ、使用貸借することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますので、

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番
板子委員

番号6番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人はご高齢であり、今後の農地の管理に不安を覚え、農地を手放すことを検討しました。どなたかに譲渡したいと考え、農業を行っている受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17番
本橋委員

番号7番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人はご高齢であり、今後の農地の管理に不安を覚え、農地を手放すことを検討しました。どなたかに譲渡したいと考え、農業を行っている受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番
板子委員

番号8番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

現状は耕作放棄地の様相を呈しておりますので、この度の売買により、耕作放棄地解消及び新規就農者の参入が見込まれます。受け人は建設業に勤めておりますが、下野市の農業組合法人にて研修を受け、農業技術を習得しました。渡し人は高齢であるため、農地の処分を検討しており、今回の申請に至りました。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、ご意見、ご異議はございませんか。

15番
山本委員

4番の件について、贈与となっております。受け人の耕作面積について17aとなっておりますが、農地取得後の経営面積で間違いはないでしょうか？

事務局

間違いありません。

下限面積要件は令和5年3月末で廃止されたため、50a未満でも農地の取得に支障はございません。

議 長

他に、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図7ページでございます。

今回は、2件の申請がございました。6月16日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、工場敷地の拡張でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆 面積2,066㎡。

申請の理由ですが、申請人は食品加工の製造販売を業とする法人です。今回増産するにあたって倉庫の新設、生産設備の増設、それに伴い大型トラックの通路、待機場所、方向転換するための敷地を確保する必要性が出てきました。申請地は工場の北側に隣接しており、利便性が高いため工場敷地とするのに適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地面積から1/2以内の面積の転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透でオーバーフロー分は小山用土地改良区の水路に放流するとのことで土地改良区からの放流同意が出ております。

周辺の隣地状況ですが、北側西側は畑、南側は既存敷地、東側は道路。

農地との境界には土留めを設置するとのこと。

資金計画につきましては、事業費1億9,735万円で、自己資金で賄うとのこと

で、残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、送電鉄塔除却のための工事用地および搬入路でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積1,368㎡のうち586.7㎡。

申請の理由ですが、受け人は東京電力のグループ会社でJR東日本から工事用地取得業務を委託されている法人です。JR東日本では東北本線の鉄道運行のため発電所から変電所へJR東日本の送電線を使用して運転用電力を送電しておりましたが、安全輸送の向上のため、JR東日本の送電線ではなく、東京電力の送電線を利用し変電所へ送電する方法に変更することになりました。それに伴い、不要になるJR東日本の送電線及び鉄塔を撤去する工事を行うことに伴い、鉄塔周辺の農地を工事用地として一時的に使用するために今回の申請に至ったとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、送電鉄塔除却のための工事用地及び搬入路として利用するための一時転用であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

資金計画につきましては全体事業費289万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

8番
町田委員

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、本来は知久委員の担当地区ですが、知久委員に代わり補足説明いたします。私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請者は食品の加工販売をする法人で、小山工場においては、おつまみ菓子の個包装を製造しています。受注増加に伴い現在の製造能力では不足することから、施設の拡張が必要になり、今回の申請に至ったとのこと。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番

番号2番について、補足説明いたします。

板子委員

申請理由ですが、ＪＲ東日本では東北本線の運行のために、運転用の電力をＪＲ東日本の送電線を介して変電所へ送電しておりましたが、東京電力の送電線を使用して送電する方法に変更になるため、ＪＲ東日本の鉄塔が不要になるとのことです。申請地は鉄塔の隣接に位置しており、鉄塔の除却工事に必要になるため、今回の申請に至ったとのことです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長

議案第３号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第３号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、別紙位置図８ページでございます。

今回は、２件の申請がございました。６月１６日に調査委員会２班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号１番をご覧ください。

願出地は、畑１筆、面積２１９㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和５０年頃から宅地として利用されてきました。分家住宅の建築のため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも２０年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が１番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積68㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成6年頃から宅地として利用されてきました。分家住宅の建築のため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

18番
上野委員

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成6年頃から畑である土地を住宅敷地として利用されてきました。分家住宅を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われまます。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

19番
山中委員

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、20年以上住宅敷地として利用されてきました。分家住宅を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われまます。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第3号「非農地証明願について」、可決いたします。

議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」、可決いたします。

議 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」審議いたしますが、その中に委員に関する案件が3件あります。これらは、農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 はじめに、議案第5号のうち、10ページ記載の番号21番は、佐山光以委員に関する案件ですので、佐山委員は、一旦退出願います。

(佐山委員 退出)

議 長 議案第5号のうち番号21番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

（特になし）

議 長 　　ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、番号21番について可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号21番について、可決いたします。
佐山委員は入場してください。

（佐山委員 入場）

議 長 　　次に、議案第5号のうち、11ページ記載の番号27番、及び12ページ記載の45番は、本橋信男委員に関する案件ですので、本橋委員は、一旦退出願います。

（本橋委員 退出）

議 長 　　議案第5号のうち番号27番、及び45番について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　（議案書の内容を読み上げる）

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

（特になし）

議 長 　　ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、番号27番、及び45番について可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積

計画（一括方式）の承認について」のうち、番号27番、及び45番について、可決いたします。本橋委員は入場してください。

（本橋委員 入場）

議 長 続きます。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番から20番、22番から26番、28番から44番、及び46番から59番について、事務局の説明求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

（特になし）

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、番号1番から20番、22番から26番、28番から44番、及び46番から59番について、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 それでは、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番から20番、22番から26番、28番から44番、及び46番から59番について、可決いたします。

議 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

（特になし）

議 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(再配分)」について、可決いたします。

議 長 議案第7号は「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画に係る意見について」、となりますが、この計画は、市農村整備課が所管する案件ですので、農村整備課職員の出席を求めます。

(農村整備課職員入室)

議 長 それでは、議案第7号について審議いたしますが、当該計画に館野強志委員が担い手として関わっております。

このことは、本案件が「自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項」に相当し、農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当します。したがって、館野委員は一旦退出願います。

(館野委員 退出)

議 長 議案第7号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画に係る意見について」、農村整備課より説明を求めます。

農村整備課 (議案書及び別紙農業農村活性化計画書の内容を説明)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

8番 町田委員 設置される予定のウォータースタンドとは、どのようなものでしょうか。

農村整備課 井戸のように地下水をくみ上げ、支柱に備え付けられたホースから水を出す構造物です。農業用タンク等への給水に利用することが可能です。担い手の方の具体的な使用方法については、今後の協議で決定いたします。

議 長 他に、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画に係る意見について」、意見聴取を行った結果、農業委員会として、「意見なし」である旨、回答してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第7号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画に係る意見について」、農業委員会として議案どおり承認し、「意見なし」と小山市長に回答いたします。館野委員は入場してください。

(館野委員 入場)

議 長

農村整備課職員は退出してください。

(農村整備課職員退出)

議 長

議案第8号「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第8号「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第8号「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業施策並びに予算に関する要望事項について」、可決いたします。

議 長 報告第1号「栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」及び、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

(特になし)

議 長 以上をもちまして、第37回小山市農業委員会総会を閉会いたします。